

広島県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて【令和7年度】

他の都道府県から広島県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりです。

1 狩猟者登録申請書等提出書類の送付先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県環境県民局自然環境課
電話：082-513-2933（ダイヤルイン）

2 提出書類（狩猟者登録を受けようとする狩猟免許ごとに次の書類を提出すること）

(1) 狩猟者登録申請書	1 部
(2) 狩猟税申告書	1 部
(3) 次のいずれかの書類 ○狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状 ○当該年度発行の各都道府県猟友会会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免状の写し	1 部
(4) 当該年度発行の次のいずれかの書類 ○(社)大日本猟友会の狩猟共済事業の被共済者であることの証明書(給付額 3,000 万円以上) ○損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書(保険金額 3,000 万円以上) ○資力信用に関する証明書 (3,000 万円以上)	1 部
(5) 写真 縦 3.0cm×横 2.4cm（裏面に氏名を記入すること） 最近 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの 免許条件が眼鏡等の場合は、眼鏡等を着用したもの。裏面に氏名を記載する	2 枚

※ (1) 狩猟者登録申請書及び (2) 狩猟税申告書の様式は広島県のホームページからダウンロードできます。**必ず広島県の様式を使用してください。**

3 狩猟者登録手数料、狩猟税及び郵送料

(1) 狩猟者登録手数料 1,800 円（登録を受けようとする狩猟免許ごと）

(2) 狩猟税

① 網猟及びわな猟 ----- 8,200 円

ただし、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者で、住所地の市区町村長が発行した証明書を添付したもの ----- 5,500 円

② 第一種銃猟 ----- 16,500 円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者で、住所地の市区町村長が発行した証明書を添付したもの ----- 11,000 円

③ 第二種銃猟 ----- 5,500 円

広島県内の市町長が任命した対象鳥獣捕獲員である場合、もしくは、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として広島県内で捕獲に従事した実績がある場合は、狩猟税が免除されます。

また、申請前 1 年以内に鳥獣法の捕獲許可を受けて広島県内で捕獲に従事した者は、通常その者が受ける税額が半額免除されます。

これらの狩猟税軽減措置を受ける場合は、証明書等が必要となります。詳細は県庁自然環境課までお問い合わせください。

(3) 郵送料（返送料）

不要。狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、料金着払いで送付します。

4 納付先及び納付方法

狩猟者登録申請書等の提出書類を送付した後に、次の銀行の預金口座に振り込んでください。現金書留による送金は受け付けられません。

広島銀行県庁支店 普通預金 口座番号 1064240
一般社団法人広島県猟友会 会長 國武 訓扶衛（くにたけ のぶえ）
〔広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3階 電話082-227-7890〕

5 その他

- (1) 10月1日から受付を開始します。
- (2) 10月20日までに申請書が到着しなかった者については、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。
- (3) 狩猟者登録証の交付は、申請者の受付順に行います。
- (4) 狩猟者登録証の交付は、申請当日は行いません。
- (5) 猟友会等で一括して申請書を提出する場合は、下記に準じた送付内訳書を添付してください。
- (6) 申請者は、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (7) 申請書不備の場合は受付できないので、記入漏れ等がないように裏面も十分確認して提出してください。

記

令和 年 月 日

広島県環境県民局自然環境課長 様

代表者 住 所
氏 名
(電話 — —)

狩猟者登録申請書送付内訳書

番 号	免許の種類	氏 名	狩猟税	狩猟者登録証等の送付先 (〒 住所、宛先)
計		件	① 円	
登録手数料		1,800 円 × 件	② 円	
合計 (①+②)			円	